平成２９年（フ）第３１９号
兵庫県川西市小花２丁目11番25―201号、前住所兵庫県川西市美園町10番11号　四宮方
債務者　常峰　美香
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７４２号
兵庫県西宮市森下町９番23―504号
債務者　西口　　亮
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４６号
兵庫県西宮市学文殿町２丁目７番15号、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目４番３―301号
債務者　**翁**　　弘恵（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７５２号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目21番７―103号
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目211番地の３　ラビン尼崎802号
債務者　福嶺　綾香
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目16番15号　泉文化１Ｆ南２号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通５丁目74番地の１　サンシャインヴィラ尼崎504号
債務者　大當美代子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５８号
佐賀県小城市小城町畑田2399番地５
債務者　彌永　里香
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
佐賀市木原３丁目８番13号
債務者　野副　政弘
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市桜園町１番地　市営住宅　３―１―１―５
債務者　福岡　康輔
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３８号
宮城県栗原市栗駒中野菖蒲沢４番地25
債務者　鈴木　久海（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７１７号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目20番５号　小規模多機能ホーム園田館、住民票上の住所兵庫県尼崎市浜３丁目21番５号（前住所）兵庫県尼崎市栗山町１丁目21番15号　塚尾文化３号
債務者　矢野喜久子
成年後見人　山際　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２５号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目１番１―307号
債務者　井垣　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２６号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目１番１―307号
債務者　井垣　裕生（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４４号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目12番９―２号
債務者　明冨士雅子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5880番地２、前住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久970番地　コーポ中原Ｂ302号
債務者　岩永　彩花（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１５６号
福島県郡山市熱海町上伊豆島字上町12番地、前住所福島県郡山市大槻町字原畑20番地の２
債務者　相模美知子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１００５号
神戸市中央区熊内町８丁目１番６号　植マンション３Ｆ、従前の住所神戸市中央区日暮通６丁目１番９号
債務者　上野　聡美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部